

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 16 回定例
11 月 17 日（月）

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子は、

平成 26 年 11 月 17 日に教育委員会第 16 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 26 年 11 月 17 日 (月)	開会	13 時 50 分
			閉会	15 時 15 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長	溝 口 紀 子	
		委員長職務代理者	齊 藤 行 雄	
		委 員	加 藤 文 夫	
		委 員	興 直 孝	
		委 員	渡 邊 靖 乃	
		委 員 (教育長)	安 倍 徹	
	事務局 (説明員)	山 崎 泰 啓	教育次長	
		水 元 敏 夫	教育監	
		池 田 和 久	事務局参事兼教育総務課長	
		高 橋 雄 幸	健康安全教育室長	
		山 本 知 成	教育政策課長	
		中 川 好 広	情報化推進室長	
		平 松 明 子	人権教育推進室長	
		河 野 康 裕	財務課長	
		杉 山 和 幸	福利課長	
		林 剛 史	義務教育課長	
		渋 谷 浩 史	高校教育課長	
		渡 邊 浩 喜	特別支援教育課長	
		北 川 清 美	社会教育課長	
		増 田 曜 子	文化財保護課長	
		福 永 秀 樹	スポーツ振興課長	
		石 井 宣 明	静岡教育事務所長	
		渡 邊 聡	静岡西教育事務所長	
		谷 野 純 夫	中央図書館長	
		杉 本 寿 久	総合教育センター所長	
		羽 田 明 夫	義務教育課人事監	

4 その他

(1) 第38号・第39号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 7 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、斉藤委員、興委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第38号議案と報告事項7は県議会に諮る案件であり、第39号議案は
人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第38・第39号議案と報告事項7を非公開とする。今回は非
公開案件から審議を始める。

< 非 > 第39号議案 教職員の懲戒処分

非公開

< 非 > 第38号議案 平成26年12月県議会定例会に提出する議案

委 員 長： 議案書1頁「第38号議案 平成26年12月県議会定例会に提出する議案
」について、河野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： < 議案についての説明 >

委 員 長： それぞれの案件は協議会等でもすでに情報共有済みである。質疑等は
あるか。

興 委 員： 整理されたことで、分かりやすくなってよかったと思う。

1つ意見がある。議案書6頁の「4 静岡県職員の配偶者同行休業
に関する条例」であるが、前回の事前説明では、法律よりむしろ条例
をベースにするということであったと思う。今回は「地方公務員法の
一部改正等を踏まえ」ということであるが、国家公務員は配偶者同行
休業に関する法律を別に定めていて、それを踏まえて地方公務員法の
改正が行われた。この背景にあるのは、活力のある社会、男女共同参
画社会、女性の活用、などの政策の具現化のようである。それがこの
資料では伺えないので、念のため申し添える。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第38号議案を原案どおり可決する。

<非> 報告事項 7 平成27年度当初予算部局調整案の概要

非公開

【会議の公開】

委員 長： ここで会議を公開する。

報告事項 1 第 2 回県・市町教育長代表者会議の開催結果

報告事項 2 全国学力・学習状況調査提言

委員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 第 2 回県・市町代表者会議の開催結果」について池田教育総務課長より、あわせて報告事項 2 頁「報告事項 2 全国学力・学習状況調査提言」について林義務教育課長より、それぞれ説明願う。

教育総務課長： < 報告事項についての説明 >

義務教育課長： < 報告事項についての説明 >

委員 長： それでは項目ごと、順番に御意見をうかがっていく。
まずは 1 頁目の鑑の部分であるが、御意見はあるか。

興委員： こちらのほうが分かりやすいと思い、追加してもらったものである。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 次に 2 頁目、3 頁目の「1 本調査の実施に係る課題と対応」である。
大幅に削除されている部分もあるが、どうか。

興委員： 今日は時間の制約もあるので、委員の皆さんから意見を聞いてもらって、最後は委員長預かりとすればよい。

委員 長： では、改めて御意見はあるか。

義務教育課長： 「1 本調査の実施に係る課題と対応」の「(3)調査対象」で抽出調査についての言及を避け、「(6)調査時期」の後の部分を大幅に削除している。その点についてもよろしいか。

興委員： それについて補足説明する。「(6)調査時期」の後の部分は大幅に削除されたように見えるが、実施方法などの具体的な提案を出さなくても、本文の中に盛り込んでいる部分がある。そのため、あえて別途として書く必要はない。また、タイトルも「課題と対応」と変えれば分かりやすいと思い、指示したものである。

委員 長： これは見せ方の問題である。

渡邊委員： それぞれの小項目ごとに、課題と対応が常にセットで示されているので、より分かりやすくなったように感じる。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 次に 4 頁、5 頁の「2 本調査の活用に係る課題と対応」である。まず、「(1)答案返却」は全文が削除となっている。答案用紙の返却を要

望するかについては、前回は委員の意見が分かれたところである。これについても御意見があれば願います。

興 委 員： 前回、この部分の全文削除が望ましいと発言した。それは、今でも採点をめぐって議論が行われているが、答案用紙を返却することによって今度は採点ミスなどが問題になると思うからである。もともとの調査の目的は、教育全体の状況を見ていくことである。あわせて、現場の各市町教育委員会においては、個々の人に対する教育指導をどうするか、ということである。そのため、このように答案を返却することは本当に必要なのか。また、この中にある「教員が採点された答案と採点基準とを照合し、特に記述式問題の定着度を検証するために活用する」というのは瑣末な話であって、そのようなことを主張することは適切ではないと思う。

加 藤 委 員： 前回の会議で、私も「あえて書く必要はないのではないか」と発言した。ただ、一つ気になるのは、知事が「今後は国が作る問題の内容について、その妥当性を議論していくべきではないか」と指摘していることだ。これは、各都道府県が言いたいことだろうと思う。出題の内容にあまり干渉してしまうと出題の公平性が失われてしまうが、国がどのような基準でこの問題を作成しているのか、傾向として子どもたちの学力を採る上でどのような問題が必要なのか、というような観点からの意見が地方から出てもいいのではないかと。それが知事の言っていることでもある。

興 委 員： 今の加藤委員の御発言であるが、確かにそのような方法もあると思う。ただ、もしそのようなことを入れるのであれば、このタイトルが妥当なのかは分からない。しいて言えば5頁の「(4)実施要領」の中で抜けていることは、国が全てを決めて、各市町はそれに賛同するかどうかだけ、ということだ。今回は公表の権限などについて書かれているが、「設題のあり方」などの項目をこの中に入れてみるのもいいかもしれない。あえて大きな項目を起すのではなく、「(4)実施要領」の中に盛り込んでどうか。

委 員 長： 「(4)実施要領」の中に答案の返却についても盛り込むのか。

興 委 員： 答案の返却には触れない。

委 員 長： 11月13日の県・市町教育長代表者会議の中では、これについてどのような御意見が出たのか。

義務教育課長： 出題のあり方についての御意見は特にはなかったが、答案の返却に関しては賛否両論であった。

委 員 長： 答案の返却であるが、児童生徒に直接返すのではなく、先生に返すのであれば、採点の基準ややり方について理解ができるので、現場に生かす意味が出てくると思う。児童生徒個人に返してしまうと、点数についての疑義も生じてしまうが、フィードバックのあり方として学校現場に返すという方法もあると思う。それをあえて意見書に入れると議論が広がるが、どうすべきか。

興 委 員： 委員の一人として私の認識は、これからこの提案の中にも書いている。どのような調査をするかということで、設定通過率などの概念を提案に盛り込んでいるが、その内容によって国の説明責任が出てくる。それに対して、逆に教育の現場からいろいろな意見が出て、答案の扱い方についてはおのずと顕在化できると思う。したがって、答案返却という概念ではなく、教員がそれを踏まえて、どのように自省していかかが重要である。平均正答率という概念は単なる平均の数値の問題であるのに対し、設定通過率や標準通過率という概念は「この問題はどれだけのスコアが期待されます」という数値である。その期待レベルに到達しなければ、教育の現場として十分ではないことが顕在化する。それを進めることで、採点の課題も見えてくると思う。そのような概念で捉えるとしたら、到達目標というのは非常に意味がある。

ただし、課長の説明にあったが、設定通過率がその後設定されなくなった理由として、制度が変わったからではなく、文部科学省の評価が顕在化していなかったということだと説明してもらった。したがって、これを書くべきだと思う。設定通過率に関してカッコ書きで追記したのは、事前に確認を取っていただきたいという趣旨であって、本文に記してほしいということではない。軽率に「設定通過率を定めてほしい」と提案に入れてしまうと、なぜそうなのかと我々に説明責任が及んできてしまうので、気をつけてほしい。

義務教育課長： 承知した。

委 員 長： 他に御意見はあるか。

義務教育課長： 事務局提案についても御意見をいただいた。「(4)実施要領」の中に盛り込むのはいかがなものかと感じるが、それについてはどうか。具体的には、「実施に当たっては適宜参加主体として実施に当たる各教育委員会の意見に耳を傾けてくれる機会を設けていただければありがたい」という内容である。

興 委 員： もし加えるのであれば、「(4)実施要領」の中でもいいが、「各教育委員会と文部科学省」のような項目を新たに設定してはどうか。文部科学省は実施要領を既定のものとして、各市町村教育委員会に理解を求めるだけである。そして、その理解を得られない市町村には、この調査を受けないという選択肢しかない。そのため、文部科学省と各教育委員会との関係に関する項目を新たに設定して、このような内容を含めればよい。その中で、実施要領のあり方についても協議が必要ということも入れられるかもしれない。

義務教育課長： 「(1)答案返却」がなくなったので「(4)実施要領」を(3)として繰り上げて、「(4)文部科学省と各教育委員会との関係」を新たに設定すればいいということか。

興 委 員： 「実施要領」の項目を残したままで、最後に「文部科学省と各教育委員会との関係」の項目を入れてはどうか。

委 員 長： 答案返却と設定通過率は削除するのか。

- 興 委 員： 設定通過率はあっていいと思うが、国の政策の説明だけなので、むしろ「連携協力がとられるような場が必要ではないか」というような提案にすれば、より建設的になるのではないか。
- 委 員 長： 例えば「教育委員会と文部科学省の連携のあり方」のようにするのか。
- 興 委 員： そうである。
- 委 員 長： 新たな項目を設定して、整理してほしい。
- 加 藤 委 員： 良くなっているのではないか。立ち位置として、市町が主体となっている義務教育、それに対してこの学力調査を行う文部科学省があり、県教育委員会は仲介者の立場で間に入っている。その意味では、市町の教育長の会議でまとまらなかった意見についてはあえて触れずに、会議の中で出た疑問点を中心に文部科学省に伝えるのは、県教育委員会がやるべき方向としてまとまっているのではないかと思う。
- 委 員 長： もう一度、新しい項目について整理していただき、最終的には委員長に一任するという事で御了承をいただきたい。
異議はないか。
- 全 委 員： （特になし）
- 委 員 長： 報告事項 1、2 を了承した。

報告事項 3 平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施

報告事項 4 平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項

報告事項 5 県立特別支援学校寄宿舎指導員第 1 次選考試験の結果

- 委 員 長： 報告事項 3 頁から 8 頁、「報告事項 3 平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施」、および「報告事項 4 平成27年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成27年度静岡県立特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項」、さらに「報告事項 5 県立特別支援学校寄宿舎指導員第 1 次選考試験の結果」について、あわせて渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： < 報告事項についての説明 >

- 委 員 長： 質疑等はあるか。異議はないか。

全 委 員： （特になし）

- 委 員 長： 報告事項 3、4、5 を了承した。

報告事項 6 朝霧野外活動センターの指定管理者候補者の選定結果

- 委 員 長： 報告事項 9 頁「報告事項 6 朝霧野外活動センターの指定管理者候補

者の選定結果」について、北川社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 前回の定例会で報告された事項についての、補足説明であった。質疑等はあるか。

興 委 員： 補足資料はありがたい。

さて、指定管理者制度では、指定管理者になる団体の能力や見識から得られる利益は自由に活動に使えるものである。その意味で、付加的な価値を生かして実際の現場に適応していただくことも視野に入れて評価していただきたい。実際の審査では及んでいないと思うが、指定管理者制度導入の趣旨はそこにあるので、よろしく願います。

社会教育課長： 承知した。

委員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委員 長： 報告事項6を了承した。

【閉会】

委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第16回教育委員会定例会を閉会とする。